議題 19

区分	■ 新 規 □ 再提案 (· · 第 回総会; 市)
種類	 ■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ■ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他(□ 危機管理建設
要望先	■ 国 担当省庁 農林水産省■ 県 担当部局課室 林務部 県産材利用推進室□ その他 名 称
件名	公共施設や建築物一般における木材の利用促進について
提案市	須坂市
提案要旨	木材の利用促進は、林業、林業産業の活性化及び森林の適正な整備、保全の推進、木材自給率の向上が図られ、森林の資源循環にもつながり、脱炭素社会の実現に資すると考えられる事から、公共施設や民間の大規模な建築物への木質化(内装等)について、木材を積極的に活用できる国の助成事業の拡大・新設等を要望する。 また、県に対しては、県の森林づくり指針での計画的な主伐・再造林を促進し、県産材を県内外において積極的、かつ効果的に使用していただくとともに、安定的に供給できる体制の構築に加え、新たな木材需要の創出を図るための助成事業の拡大、新設を要望する。
提案理由	令和3年10月の都市の木造化推進法の一部改正により、木造利用の促進は公共建築物から建築物一般にまで拡大している。しかし、現在のところ、公共施設や民間の小規模の施設整備に対する木質化の国や県の助成制度はあるが、大規模な施設の木質化の整備に対する助成事業は不十分な状況である。 県内の人工林33万haのうち約80%が50年生を超え、利用の適期を迎えており、平成28年の森林法等の一部改定や令和6年度から課税徴収する森林環境税により、県内では森林整備を積極的に促進する体制整備が行われており、更に取組みを加速させる必要がある。
現況及び課題等	現行の木質化の助成事業として、国では「都市における木材需要の拡大事業」があり、建設事業者等に対し民間施設を含めた内装部材に木材製品を利用する事業に対し助成金額の上限が1,000万円の事業がある。また、県では、長野県森林づくり県民税を利用した「あたりまえに木のある暮らし推進事業」があるが、これは、民間施設を含め、広く県民が利用する施設等での県産材利用に対する助成金額の上限が200万円(先駆的な木材利用は500万円)である。国や県の助成事業では、大規模な木質化について、県内や県外の施設整備に対し積極的、かつ効果的な、県産材の木材の利用促進に結び付いていない。
関係 法令	脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(通称:都市(まち)の木造化推進法)